

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

〔平成17年5月12日〕
公安委員会規則第12号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 公安委員会等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 公安委員会若しくはこれに所管される機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、公安委員会等の指

定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち公安委員会が定めるもの

3 第1項の申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 公安委員会等は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規則の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- (1) 申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき、申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの
- (2) 申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき、申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うと

きは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第3条第2項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第3条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項及び第6条第3項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。